

20211001-1 件名：【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 62：コミュニティ隔離措置（9月30日））

【ポイント】

- 9月30日、フィリピン政府は、フィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の延長・変更を発表しました。
- ビサヤ地域においては、アンティーケ州及びセブ州が「制限が強化された GCQ」から「GCQ」に、イロイロ市が「MECQ」から「制限が強化された GCQ」に変更になっています。

【本文】

9月30日、フィリピン政府は、10月1日から10月31日までのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の延長・変更を発表しました。ビザヤ地方における同措置は以下のとおりです。

（1）10月1日から10月31日まで、「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）」を課す地域

- ・地域7（中部ビサヤ地域）：シキホール州(※)
- ・地域8（東ビサヤ地域）：ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州、オルモック市

（2）10月1日から10月31日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、アンティーケ州、ギマラス州、西ネグロス州
- ・地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、セブ州、マンドラウエ市、シキホール州(※)
- ・地域8（東ビサヤ地域）：タクロバン市

(※)上記（1）（MGCQを課す地域）、及び（2）（GCQを課す地域）にシキホール州が重複していますが、IATF 決議第141-A号の内容をそのまま記載したものです。

（3）10月1日から10月15日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・地域6（西ビサヤ地域）：イロイロ州

（4）10月1日から10月31日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域6（西ビサヤ地域）：バコロド市、カピズ州、イロイロ市

・地域 7（中部ビサヤ地域）：ラプラプ市、東ネグロス州、ボホール州

なお、上記 1（4）の「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域の制限については、これまでと同様の制限が強化されますところ、右内容については、当館からの案内（「[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00562.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00562.html)」本文 2 を参照ください。）

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

・決議第 141-A 号（NCR の警戒レベル・システムの継続、コミュニティ隔離措置の延長・変更等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20210930-IATF-141-A-RRD.pdf>

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（警戒レベル・システムのパイロット実施を延長等）

[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/pilot-implementation-of-alert-levels-system-extended-pediatric-vaccination-to-be-piloted/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/pilot-implementation-of-alert-levels-system-extended-pediatric-vaccination-to-be-piloted/)

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park,  
Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)